

年 月 日

国分寺市オンブズパーソン あて

苦情申立人 住所
氏名
電話番号

苦 情 申 立 書

国分寺市オンブズパーソン条例第11条第1項の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

苦情申立ての理由

報道などでもご承知のように、過日、マンション訴訟に絡んだ元国立市長の敗訴が最高裁において確定しました。

政治理念による行動などと政治主張を行政決定に持ち込み、市が訴えられたものですが、その個人としての賠償責任が市に対して求められるとした判決です。

経過の概略であります。

東京都国立市大学通りにおける明和地所のマンション建設を巡り、国立市が過去の訴訟で不動産業者に支払った賠償金と同額の支払いを上原公子元市長に求めた訴訟であります。

最高裁第三小法廷は、上原氏側の上告を退ける決定をいたしました。これにより市の請求通りに上原氏に約三千百万円の支払いを命じた二審の東京高裁判決が確定しております。

上原氏は市長当時、市内のマンションの高さ規制の条例制定を主導。高さを二十メートル以下とする条例を施行しました。これに対し、高さ四十四メートルのマンションを着工した業者が「営業妨害だ」と市を訴え、敗訴が確定した市は遅延損害金を含め約三千百万円を支払いました。

その後、市に対し上原氏に賠償を求めるよう住民訴訟が提訴され、住民勝訴の判決が確定し、市は地方自治法に基づいて上原氏に支払いを求める裁判を起こしたものであります。

この訴訟で、市長の政治理念に基づく行動は行政の公平性を逸脱しており、事業者から訴えられた損害は公益性があったとしても、税金による充当は正当化できないとされています。

「中立性、公平性を逸脱して業者の営業を妨害した」と、市に賠償を命じる判決が確定したことは市当局の瑕疵ではなく、市長個人の政治行動による帰結であると認定されたのであります。

苦情申立ての趣旨

以上の最高裁の判例を受け、市当局の速やかな訴訟について求めるものであります。

国分寺市においては全く同じ種類の訴訟が事業者より提訴され、国分寺市は億単位の巨額の賠償義務を負うこととなりました。

申すまでもなく、国分寺市市議会によるパチンコホール出店妨害事案と事業者から訴えられたための業務妨害の賠償訴訟案件であります。

同じように「中立性、公平性を逸脱して業者の営業を妨害した」との判決が出たと聞いており、これは多額の損害を市に与えることとなります。

また、議会や関わった議員らがこれに控訴することもなく、過失や不作為を装った国分寺市から特定事業者への金銭提供さえも疑われます。

ともかく、これは一部の事業者だけを標的にした出店妨害は明らかに違法であるとの判決が下りているのですから、判決の元となった議事録を証拠として、国分寺市市議会議員による不法行為による国分寺市への損害を与えた事件として即時に提訴すべきです。

ここに先日結審となった最高裁判例を根拠として、国分寺市市議会議員へのパチンコ事業者へ支払われた賠償金と同額の支払いを求めることを要求します。

訴訟の手間を惜しんで妥協することは行政の責任からあり得ません。

なお、先の国立市の件では(1.業者が賠償額と同額を市に寄付して実質的な損害がない(2.市議会が上原氏への請求の放棄を議決したことなども争われています。

そのどちらについても、市が政治家である市長個人に返請求をしない正当な理由として認められていません。

原因となった事実のあった日

2016 年 12 月 13 日

他の制度への手続の有無

無 有(行政訴訟は弁護士が上乘請求です。よって訴訟も考慮中です。)

代理人 住 所
氏名

申立人との関係

電話番号
